

リネットジャパンHPより

回収の流れ

まずは事前に申込み

最短翌日から回収可能



ご希望の日時に
正しい許可を持った
配送業者が回収

※料金はドライバーに直接お支払いください。
※大型の家電製品の回収を申し込んだ方には
前日に確認のご連絡をいたします。
※大型の家電製品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機
・エアコン）は梱包不要です。それ以外の
家電製品は段ボールへの梱包が必要です。



法律に基づいて
適正に処理

※家電リサイクル法 対象品目は再商品化等施設
で処理します。
※小型家電リサイクル法 対象品目は国の認定工
場で処理します。



Q サービス提供エリアはどこですか？

A 全国から回収が可能です。（一部の離島を除く）

Q 回収できるものは何ですか？

A テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機などの大型家電、および、パソコン本体、携帯電話、ビデオ・オーディオ、キッチン家電、生活家電などほとんどの家電製品が対象です。

Q 壊れた、動かない家電製品も回収できますか？

A 古くても、壊れていても回収可能です。

Q 回収できないものはありますか？

A 解体されているもの・電池単体・石油ストーブ・3辺合計140cm/重量20kgを超える製品、業務用として使用されていたものは回収できません。

Q 回収料金はいくらですか？

A 品目・サイズ・回収エリアにより異なります。利用料金ページ、またはお申込手続きの確認画面でご確認ください。なお、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは機種/メーカー/サイズにより料金が異なるため、回収時にドライバーが現物を確認して料金確定となります。

Q 申込みから回収までどれくらいかかりますか？



A 最短翌日から回収が可能です。回収希望日時選択画面でご確認ください。

Q 回収には誰が来ますか？



A ご希望の日時に正しい許可を持った配送業者が回収いたします。

Q 商品はどんな状態で渡せばいいですか？



A エアコンは取り外した状態でご準備をお願いいたします。
テレビ・冷蔵庫・洗濯機は梱包不要ですが、付属品など取り外した状態にしてください。
それ以外の家電製品は段ボールへ梱包をお願いします。

Q 大型の家電製品が重くて玄関まで運べません



A リビングやキッチンなど家の中の設置場所から搬出しますので、玄関先まで移動させていただく必要はありません。なお、作業時は簡易養生の上、家財を保護しながら行います。

Q 情報機器に含まれるデータについて



A 個人情報等を含むデータは、お客様ご自身で消去をお願いします。

Q 料金支払いはどのようにすればいいですか？



A 回収時にドライバーに現金で直接お支払いをお願いします。事前にリサイクル券などを購入する必要はございません。

Q お申込みに際しての質問はどうすればいいですか？



下記までご連絡ください。

A ■大型の家電製品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）
☎ 0570-056-006（対応可能時間10:00～17:00）

■上記以外の家電製品
☎ 0570-55-0124（対応可能時間 10:00～17:00）

Q お申込み後に、内容を変更・キャンセルしたい



内容を変更したい場合は、一度お申込みをキャンセルの上、再度お申込みください。キャンセルは下記までご連絡ください。

A ■大型の家電製品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）
☎ 0570-056-006（対応可能時間10:00～17:00）

■上記以外の家電製品
☎ 0570-55-0124（対応可能時間 10:00～17:00）

Q 回収先の住所を変更できますか？



A お申込み完了後は、回収先住所の変更はできません。

Q 会社・お店からの回収はできますか？ ▲

A 申し訳ありませんが、回収が出来ません。申込みは個人名、回収は個人宅からのみとなります。

Q 法律に基づく正しい回収とはどういうものですか？ ▲

A テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの家電4品目は家電リサイクル法によって、排出者（消費者）は①適正な引き渡しと②収集運搬料金とリサイクル料金の支払い、が求められるとともに、小売業者に対して排出者からの引取りおよび製造事業者への引き渡し義務、製造事業者には再商品化等（リサイクル）が義務付けられています。

排出者（消費者）は購入店舗が分かっている場合はそちらの店舗で引取りできますが、不明な場合、本サービスのSGムービングが小売業者の立場で引取りをいたします。

なお、本サービスは小売業者の方はご利用いただけません。

カンタンお申込み ▶

本サービスは、「小型家電リサイクル法」認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社が運営し、SGホールディングスグループの佐川急便株式会社・SGムービング株式会社と連携してサービス提供を行います。

SUSTAINABLE  AI S

家電4品目（冷蔵庫・エアコン・テレビ・洗濯機（衣類乾燥機））の自宅回収サービスを始めました

市では、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社および家電4品目に関するサービス提供を行っているSGムービング株式会社と連携と協力に関する協定を締結し、家電4品目の自宅から回収（リビング・キッチンなど家の中からの搬出含む）する方法を紹介しています。

冷蔵庫・エアコン・テレビ・洗濯機（衣類乾燥機）の自宅回収

不用になった家電4品目（冷蔵庫・エアコン・テレビ・洗濯機（衣類乾燥機））は、家電リサイクル法によって消費者がリサイクル料金等を負担してリサイクルすることが義務付けられています。

市の連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社／SGムービング株式会社が、ご自宅からの回収を行っています。最短翌日・リビングやキッチンなど**家の中の設置場所からの搬出にも対応**しています。

また、家電4品目以外の家電製品の回収にも対応しています。



申込み方法

下記WEBサイト、または専用電話番号から手続きをお願いします。
 詳細（料金・サービス内容等）についても下記WEBサイトでご案内しています。

URL : <https://www.sg-renet.jp/>

検索

電話番号 : 0800-1707-400（通話料無料・平日9:00~18:00）SG-ARK事務局

※電話口で「市のホームページを見た」とお伝えください。





狛江市とリネットジャパンリサイクル株式会社 及びSGムービング株式会社との 連携と協力に関する協定書



狛江市とリネットジャパンリサイクル株式会社 及びSGムービング株式会社との連携と協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とリネットジャパンリサイクル株式会社（以下「乙」という。）及びSGムービング株式会社（以下「丙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定書は、甲と乙及び丙の密な連携と協力により、(i)特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づく特定家庭用機器廃棄物（以下「家電4品目」という。）の排出・再商品化を促進するための課題に適切に対応することを中心に、(ii)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく使用済小型電子機器等（以下「小型家電等」という。）の排出・再資源化を促進するための課題にも適切に対応することで、家電4品目及び小型家電等（以下、総称して「廃家電」という。）排出時の住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に寄与することを目的とする。

第2条（連携協力事項）

1. 甲は、前条の目的を達成するため、次の事項について乙及び丙と連携し、協力する。
 - (1) 甲が行う、住民に対して家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の程度の定着と、廃家電の回収・再資源化を促進するための広報活動。なお、広報活動の詳細については、甲乙丙別途協議の上、決定する。
 - (2) その他住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲、乙及び丙にて合意した事項。
2. 乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について甲及び丙と連携し、協力する。
 - (1) 住民から廃家電の回収依頼を受付するサービス（以下「受付サービス」という。）の提供。
 - (2) 受付サービスにより、乙及び丙が、住民から回収した家電4品目及び小型家電等の回収状況の甲への報告。なお、報告の詳細（方法・期を含む。）については、甲乙丙別途協議の上、決定する。
 - (3) その他住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲、乙及び丙にて合意した事項。
3. 丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について甲及び乙と連携し、協力する。
 - (1) 家電リサイクル法に基づく家電4品目の適正回収。
 - (2) 受付サービスにより、丙が住民から回収した家電4品目の回収状況、その他前項(2)号に定める乙による甲への報告のために必要な情報の乙への共有。
 - (3) その他住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲、乙及び丙にて合意した事項。

第3条（連絡窓口）

乙は、甲丙間の連絡の窓口として、前条の連携協力事項に関する甲丙間のやり取りを媒介するものとする。

第4条（本協定書の見直し）

甲、乙又は丙のいずれかから、本協定書の内容の変更について申し出があったときは、甲、乙及び丙は、その都度協議し、甲、乙及び丙の書面による合意により、本協定書を変更できるものとする。

第5条（期間）

本協定書の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙いずれからも他の当事者に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。また、甲、乙又は丙は、いつでも、1ヶ月前の解約通知により、本協定書を解約することができる。

第6条（疑義の決定）

本協定書に定めのない事項又は本協定書に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙丙間で協議して定めるものとする。

第7条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲、乙及び丙は、本協定書から生じる他の当事者に対する権利若しくは義務の全部若しくは一部又は本協定書上の地位の全部若しくは一部を譲渡し、貸与し、または担保の用に供してはならない。

第8条（反社会的勢力の排除）

甲、乙及び丙は、他の当事者に対し、自己及び自己の親会社、子会社並びに関連会社の役員及び従業員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他反社会的勢力（これらに準ずる者を含む）のいずれでもないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第9条（準拠法・合意管轄）

本協定書の準拠法は、日本法とする。本協定書に関連又は付随して発生した紛争等については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月26日

甲 東京都狛江市和泉木町一丁目1番5号
狛江市長

松原 俊雄



乙 愛知県大府市林山町三丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社
代表取締役社長

中村 俊夫



丙 東京都江東区新砂三丁目2番9号
SGムービング株式会社
代表取締役社長

角本 高章

